

## 「九州エコライフポイント」省エネ製品等購入実施要領

### 1 目的

九州における低炭素社会の実現及び九州内の地域産業の活性化を目指して、九州の企業等が製造加工する省エネ製品等（ソフトウェア等の無体物及びサービスの提供を含む。以下同じ。）を購入した住民に、九州各県の協賛店で使用できる「九州エコライフポイント」を九州版炭素マイレージ制度推進協議会（以下、「協議会」という。）が付与することにより、省エネ製品の普及促進を図るとともに九州における家庭でのCO<sub>2</sub>排出削減を促進することを目的とする。

### 2 ポイント付与対象者

九州に住所を有し、4に定める対象省エネ製品等を購入した者（ただし法人は除く）。

### 3 対象企業等

対象となる企業等は、九州内に本社を有するもの、または九州内に工場を有し、当該工場において対象省エネ製品等を製造加工するものとする。

### 4 対象省エネ製品等

「九州エコライフポイント」の対象となる省エネ製品等は、以下の（1）から（3）のいずれかに該当し、かつ省エネ製品等のCO<sub>2</sub>削減量が定量化できるものであること。ただし、中古省エネ製品は対象としない。

- （1）「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）のトップランナー基準に相当するもの
- （2）「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の基本方針の判断の基準を満たすもの
- （3）上記以外の製品のうち、（1）（2）と同様の取扱いが適当と認められるものとして協議会が認めたもの

### 5 協賛金

対象企業等は、自らが製造加工する対象省エネ製品等を購入した住民に付与する協賛金を全額負担する。ただし、1製品当たり2,000円を協議会より還元する。

### 6 実施計画書の提出

対象省エネ製品等を購入した住民に対し、ポイント券の付与を希望する対象企業等は、省エネ製品等のCO<sub>2</sub>削減量、売上予定数量、交付予定ポイント単価等を記載した実施計画書（様式第1号）を、協議会の定める提出期限までに協議会事務局まで提出する。

### 7 対象省エネ製品等の認定

- （1）協議会は、6で提出された実施計画書について、記載された実施計画等が本実施要領と適合するか審査のうえ、審査で問題の認められなかった実施計画書の中から、最終的に外部審査員による審査会の中で「九州エコライフポイント」のポイント付与対象省エネ製品等を認定する。

ただし、平成28年度以前に認定を受けた対象省エネ製品等については、この限りではない。  
なお、審査会については、九州エコライフポイント省エネ製品等審査会委員設置要項で別途定める。

- (2) 協議会は、対象省エネ製品等の認定を受けた企業等に認定証を授与するとともにホームページ等で公表する。

## 8 省エネ製品等購入の実施

- (1) ポイント運営管理事務局は、対象省エネ製品等を平成29年7月1日から平成30年2月28日までの間に購入した住民に対し、(2)に定める手順に従い「九州エコライフポイント」のポイント券を付与する。
- (2) ポイント券の付与は、以下の手順により行う。
- ① 対象省エネ製品等を購入した住民は、九州エコライフポイント参加申込書及び当該省エネ製品等の納品書、領収書の写しなどの証拠書類を平成30年3月9日までに運営管理事務局に送付する。
  - ② ポイント運営管理事務局は、上記証拠書類により対象省エネ製品等の購入について確認した場合は、対象企業等にポイント券の代金を請求する。  
なお、詳細については、九州エコライフポイント運用実施要領で別途定める。
  - ③ ポイント運営管理事務局は対象省エネ製品等の認定を受けた企業等からのポイント代金の支払が確認されれば、ポイント券を当該省エネ製品等の購入者に送付する。

## 9 実績報告書の提出

対象省エネ製品等の認定を受けた企業等は、省エネ製品等の対象期間が終了する平成30年2月28日から10日以内に実績報告書を提出する。

## 10 ポイントの交換

住民に付与されたポイント券は、「九州エコライフポイント」の取扱店で使用することができる。  
なお、ポイント交換の詳細については、「九州エコライフポイント運用実施要領」で別途定める。

## 11 ポイントの決済

取扱店と協議会間における使用済みポイントの決済方法については、「九州エコライフポイント取扱店規約」で別途定める。